

債権届出書記載例

届出書の作成提出にあたっては、この記載要領の他、「過払金 破産債権届出の手順」を必ずお読みください。
 ※各押印欄への押印及び修正印は、全て同じ印鑑をご使用ください。

この届出書の作成年月日を記入してください。

今後の破産手続に係る書面の送付先を、印刷されている通知場所から変更される場合、修正欄の「通知場所」をチェックして頂き、変更後の住所をご記入ください。

印字されている住所・氏名・電話番号等を確認してください。

代理人によって届け出る場合には、代理人の住所、氏名等を記載してください。この場合、委任状を必ず添付してください。委任状のひな形をホームページに掲載しています。

届出債権の中に破産手続開始(平成24年7月5日)当時、訴訟係属中の債権がある場合には記載してください。その場合、訴訟の係属する裁判所、事件番号、事件名、当事者名を記入してください。

配当金額が1000円以下でも配当を受け取るという意味です。破産手続における実務上このような記載がなされています。

「#通し番号」記載の数字は単なる通し番号です。
 「各会員番号」記載の数字はあなたの会員番号です。

この欄は記入しないでください。

印字された内容に誤り、変更がある場合には、修正欄の該当項目の□にチェックを入れ、正しい内容をご記入ください。

印字された内容に、誤りや変更があり、修正された場合は、こちらの押印欄に印鑑を押してください。

★修正の有無に関わらず、必ず押印して下さい。
 届出されるご本人の印鑑を押印してください。印は実印でなくても結構ですが(シャチハタ不可)、配当時まで使用できる印鑑をご使用ください。配当時に異なる印鑑をご使用になりますと配当が受けられない場合があります。

代理人によって届け出る場合には、代理人の印鑑を押印してください。

記載されている「債権の内容及び原因」、「別除権の有無」をご確認ください。記載内容と異なる内容を主張される方は、当該箇所を二重線で抹消し、二重線上に修正印を押印のうえ、ご主張内容を記入してください。

破産管財人によって実施した引き直し計算に基づき算出した過払金額(過払金元金及び開始決定日の前日までの年5%の割合による利息金の合計額)を記載しております。この金額でよろしければ、この項目の修正は不要です。異なる金額だとお考えの場合、二重線で抹消し、二重線上に修正印を押印のうえ、余白に、主張される債権額を記入して届けてください。

事件番号 平成24年(フ)第3650号
 破産者 株式会社クラヴィス
 破産管財人 弁護士 小松 陽一郎
 届出期間 平成26年11月28日

印は実印に限りますが、配当時まで使用できるものにして下さい。
 本届出書のコピーを手元に置いておくと、問い合わせ等の際に便利です。

大阪府裁判所第6民事部大型事件係 御中

破産債権届出書

作成日 平成 年 月 日

通知場所 〒530-0005 大阪市北区中之島2-2-2 小松法律特許事務所 山田太郎代理人弁護士甲野太郎 様

住所 〒000-0000 大阪市北区西天満1-1-1

ふりがな やまだ たろう
 氏名 山田 太郎

生年月日 昭和55年5月5日
 電話 06-0000-0000
 F A X 06-0000-0001

(代理人による届出の場合)※委任状添付必要 (ご自身で届出される場合はこの欄の記載は不要です。)

代理人住所 〒

ふりがな 代理人氏名
 電話
 F A X

裁判所・破産管財人使用欄

各会員番号

#通し番号

修正欄

左記に修正がある場合には、修正事項の□をチェックの上、修正内容を記載し、右の押印欄に押印してください。

押印欄

印

押印欄

印

押印欄

印

バーコード

届けて頂く過払金返還請求権について、執行力のある債務名義等(例えば、公正証書、判決、和解調書、仮執行宣言付支払督促等)がありましたら「有り」にチェックをして、当該債務名義等の写しを添付してください。

※相続人が届出される場合
 ①修正欄の「氏名」にチェックの上、「亡●●●●相続人▲▲▲▲」と記載してください(●●●●は被相続人名=届出書に印字されていた氏名、▲▲▲▲は届出をされる相続人名です。)
 ②相続人であることが分かる資料(戸籍謄本の写し、遺言書または遺産分割協議書の写し等)を同封してください。押印欄は、相続人ご自身の印鑑をご使用ください。

相続人が複数いる場合であって相続人のうちの代表者が届出をなさる場合には、別途書面(相続人代表届)が必要になります。相続人代表届のひな形を破産管財人室ホームページ(<http://www.clavis-kanzai.jp/>)に掲載していますので、ご利用ください。ご不明点は、破産管財人コールセンター(電話番号 06-6221-3358)までご連絡ください。

【破産債権の確定までの流れ】

